

# 高齢者交通安全県民運動実施要綱

## 1 目的

高齢社会の進展等に伴い、高齢者が関係する交通事故が多発していることから、高齢者自身の交通安全意識の高揚及び県民の高齢者保護意識の向上を推進し、高齢者の交通事故防止を図る。

## 2 運動期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 3 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

## 4 スローガン

- 高齢の歩行者に対するもの 「光ります ルールとマナーと 反射材」
- 高齢の自転車利用者に対するもの 「しっかりと 守ってお手本 交通ルール」
- 高齢の運転者に対するもの 「無理をせぬ 老いの自覚が 防ぐ事故」
- 高齢者の保護に対するもの 「ささえ愛 絆で守る 高齢者」

## 5 運動の重点目標

### (1) 高齢の歩行者に係るもの

- LED ライト、夜光反射材等の活用の促進
- 「高齢者交通安全5則」の徹底  
(①まつ ②みる ③むりせず止まる ④め立つ ⑤もっと知る)

### (2) 高齢の自転車利用者に係るもの

- 身体機能の変化に応じた自転車利用の重要性の周知
- LED ライト、夜光反射材等の活用の促進

### (3) 高齢の運転者に係るもの

- 身体機能の変化に応じた運転行動の重要性及び安全運転相談ダイヤル「#8080 (シャープ ハレバレ)」の周知
- 衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した安全運転サポート車及び後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の普及啓発

### (4) 高齢者の保護に係るもの

- 高齢の運転者・歩行者・自転車利用者の行動特性の周知
- 行動特性に応じた保護・誘導活動及び指導の促進
- 交通上危険な行動をとる高齢者を発見した際の保護

## 6 運動の進め方

高齢者の交通事故防止に向けて、家庭、地域・職域、関係機関・団体において、次のとおり運動を推進するものとし、関係機関・団体等においては、それぞれの所管及び特性に応じ、創意工夫を凝らした活動を実施するものとする。

関係機関等	推 進 項 目
共通の 推進項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間のみならず、夕暮れや早朝といった薄暗い時間帯の外出の際における、LEDライト、夜光反射材等の活用又はその周知</li> <li>○ 安全な運転に不安を感じる高齢者とその家族等を対象とした、安全運転相談ダイヤル「#8080（シャープ ハレバレ）」の活用又はその周知</li> <li>○ 運転に不安を覚える高齢者による免許証の自主返納を支援する「おかやま愛カード」事業の活用、又はその周知・支援の拡大</li> <li>○ 交通上危険な行動をとる高齢者を発見した場合には、通報する、声を掛けるなどの高齢者を保護する行動についての周知</li> </ul>
家庭	<p>日常会話等を通じて、高齢者に対する下記事項など交通安全についてのアドバイスを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEDライト、夜光反射材等の活用</li> <li>○ 横断時の安全確認</li> <li>○ 加齢に伴う身体機能の低下への自覚</li> <li>○ 運転に不安を覚える場合の運転免許証の自主返納</li> <li>○ 交通安全講習会への積極的な参加</li> </ul>
地域・職域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の行動特性に基づいた交通事故防止対策についての指導</li> <li>○ 高齢者が集まる会合等の機会を活用した、運転適性検査の受検についての勧奨</li> <li>○ 交通安全総点検の実施、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所についての広報啓発</li> <li>○ 地域・職場ぐるみによる高齢者に対する思いやり運転の実践</li> </ul>
関係機関・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催など、高齢者に加齢等に伴う身体機能低下の自覚を促す取組</li> <li>○ 高齢者宅への訪問指導</li> <li>○ 道路横断後半での歩行者の事故が多いことなど、高齢者の交通事故実態を踏まえた広報啓発の強化</li> <li>○ 電動車いすの正しい利用についての広報啓発</li> <li>○ 臨時認知機能検査等、道路交通法における高齢運転者対策についての広報啓発</li> <li>○ 安全運転サポート車及び後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の普及啓発</li> </ul>